

2024年 ISDA Annual General Meeting (年次総会)

[令和6年4月17日]

栗田長官 基調講演原稿 (所要15分)

はじめに

- ご紹介ありがとうございます。本日は、市場参加者の皆様一堂に会し、直接意見を交換される大変重要な場において、このような貴重な機会をいただき、まことにありがとうございます。
- 今回は、本会合で意見交換がなされると伺っているトピックに合わせ、金融庁の資本市場関連における取組を中心に取り上げてお話をさせていただきたいと思っております。

資産運用立国の実現

- 最初に、「資産運用立国の実現」に向けた取組についてお話しします。
- 政府においては、家計の資金が成長投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、こうした好循環の実現を

目指しています。そのためには、インベストメントチェーンを構成する各主体に向けた取組を進めていく必要があると考えています。

- まず、家計の安定的な資産形成を支援していくため、1月から新しいNISAが開始されました。個々人のライフプランに応じたNISAの適切な活用を促してまいります。

また、「金融経済教育推進機構」が8月に本格稼働する予定ですので、機構と連携して金融経済教育を推進してまいります。

- 2点目は、銀行や証券会社等の「金融商品の販売会社」に向けた取組です。販売会社においては、家計が安心して金融商品を購入できるよう、顧客本位の業務運営を推進することが重要です。

金融庁は、この顧客本位の業務運営について、引き続き深度あるモニタリングを行ってまいります。

- 3点目は、「企業」に関する取組です。我が国企業が魅力的な投資先となるよう、昨年3月には、東証より、上場会社に対し、PBR等の市場評価や資本コストを意識した経営の実現に向けた取組を要請いただきました。

本年1月からは、方針を開示した企業の一覧表も公表されています。また、来年4月からは、プライム市場上場企業に対し、重要情報の英文開示を義務化する方向です。

政府としては、継続的にコーポレートガバナンス改革の強化に取り組んでいきます。

- 4点目は、「資産運用業」に向けた取組についてです。日本の資産運用ビジネスを高度化させていくためには、国内において大きなプレゼンスを有している大手金融グループ等にまずは頑張ってもらっていますが、同時に、国内外からの新規参入と競争を促進していくことも重要です。

そのため、意欲ある自治体と連携して金融・資産運用特区を創設し、ビジネス環境と生活環境を重点的に整備します。先般、自治体から提案を募集したところ、東京、大阪、福岡、札幌の4都市から意欲的な提案を受領しました。

今後、検討を進めた上で、6月に特区のパッケージを公表したいと考えています。

あわせて、新興運用業者の育成に向け、日本版EMFも官民連携して進めていきます。

- 5点目は、「アセットオーナー」に向けた取組についてです。年金や保険といったアセットオーナーについても、一層の機能強化に政府全体で取り組んでいきます。

アセットオーナーが、受益者である国民に適切な運用の成果をもたらすよう、求められる役割を明確化したアセットオーナー・プリンシプルを、内閣官房において本年夏目途に策定することとなっております。金融庁としても議論に参画し、策定に貢献していきたいと考えております。

- こうした改革を、世界の投資家の皆様と対話しながら進めるため、本年9月30日から10月4日をコアウィークとして、昨年につき2回目となる「Japan Weeks」を開催します。

10月3日には「資産運用フォーラム」の立ち上げイベントも開催される予定です。皆様におかれても、ぜひご参加いただければと思います。

- 政府としては、こうした取組を通じ、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加に繋げてまいりたいと考えています。

サステナブルファイナンスの推進

- 次に話ししたいのが、「サステナブルファイナンスの推進」に関する取組です。近年、気候変動等の社会課題への関心が高まる中で、「サステナブルファイナンス」の推進が不可欠となっています。

本日は関連施策のうち、特に本会合と関係の深い取組についてご説明いたします。

- はじめに、「企業開示の充実」について話しいたします。昨今、サステナビリティをめぐる企業のリスクと機会について情報開示を促進し、投資家、市場関係者と金融機関の間で建設的な対話を進めることの重要性が高まっております。

こうした観点から、金融庁は主に2つの取組を行ってまいりました。

まず、2021年6月にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、東証プライム市場上場企業に対して、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）又はそれと同等の国際的な枠組みに基づく開示の充実を求めることといたしました。

また、法定開示書類における開示の促進も進めております。サステナビリティに関する企業の情報を

一体的に開示するための記載欄が新設され、対象企業は昨年3月期より、これらの情報を開示することが求められております。

- これらに続く取組として、「ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）基準」に対応した国内サステナビリティ開示基準の作成がサステナビリティ基準委員会において進められており、来年3月までに最終化される予定です。

また金融庁でも、今後、新たな開示基準の適用対象等について、金融審議会にて検討していく予定です。

- 次に「トランジション・ファイナンス」についてご説明いたします。

日本はかねてより、ネットゼロの達成に向けたトランジション・ファイナンスの役割を主張しており、昨年は、G7議長国としてその重要性を強調いたしました。もっとも、現状では具体的な事例は乏しく、今後はトランジション・ファイナンスの事例組成のあり方について議論していくフェーズと考えています。

そして、特に温室効果ガス排出量の大きな割合を占めるアジアにおける事例組成は世界のネットゼロ達成のために不可欠です。そこで、トランジション・

ファイナンスやカーボン・クレジットの活用を含めた有効なアプローチについて、事例ベースで議論する場として、「アジアGXコンソーシアム」を先月キックオフさせました。秋以降には、本コンソーシアムにおける議論を踏まえたメッセージを発信する予定です。

- 最後に、「グリーンウォッシュ」関連の取組についてご説明いたします。

金融庁は、グリーンウォッシュに対応した環境整備を進めるべく、ESG関連投資信託に関する監督指針を昨年改正し、ESG検証項目を明確化いたしました。

また、昨年12月には、幅広い投資家に魅力的なサステナブル投資商品の開発を促進するため、多様な関係者による対話の場である「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を設置したところですが、グリーンウォッシュへの懸念にも配慮したうえで、サステナブルな金融商品への個人の投資機会の拡充を進めていきたいと考えています。

金融機関のデジタル化・DX 及びフィンテック

○ 次に、イノベーションの推進という観点から、金融機関のデジタル化・DX、フィンテックに関する主な取組について簡単にご紹介したいと思います。

○ 金融庁は、金融機関のデジタル化・DX を支援すべく、国内外のフィンテック事業者との連携強化を目的としたミートアップの開催等を行っております。

先月には、我が国におけるフィンテックの魅力発信や、国内外の事業者のネットワーキングといった機会創出を図るべく、「Japan Fintech Week」を初めて開催いたしました。中核イベントであるFIN/SUM2024には4日間でのべ4,000人超が来場されたほか、40を超える様々なフィンテック関連イベントにも多くの方にお越し頂きました。Web3.0 やデジタル決済、AI等をテーマに、国内外のフィンテック事業者、金融機関、当局者等のステークホルダーを招聘して、多面的な議論やネットワーキングを実施いたしました。

○ 金融庁は、引き続きこうした取組を推進し、利用者保護等に配慮しつつ、新たな金融サービスの育成に尽力してまいります。

NBFIに関する取組

- ここで、本日のテーマであるデリバティブ市場にも関連する話題として、ノンバンク金融仲介、すなわち NBFI に関する取組について触れさせていただいた後、我が国における新たな TR データ報告規制についてもご紹介させていただければと思います。
- まず、NBFI に関する国際的な取組についてご紹介いたします。NBFI が世界の金融資産の約半分を占める中、NBFI が金融安定にもたらすリスクは国際的に注視されております。

こうした状況のもと、金融庁は、主に3つの取組、即ち流動性管理、レバレッジ、証拠金の分野で NBFI の脆弱性に対処するための国際的な取組や議論に参画し、貢献してまいりました。
- まず、流動性管理については、昨年、主に MMF (Money Management Fund) と OEF (Open End Fund) の流動性ミスマッチから生じる脆弱性に対処するための政策提案や最終報告書が FSB や IOSCO から公表されており、金融庁はこれらの議論に参画して参りました。
- 次に、NBFI のレバレッジについて、FSB において

金融システム全体の観点から議論・検討を行っております。この政策作業は、セクター横断的であり、また financial leverage（レポなど証券金融取引によるものを含む、バランスシート上のレバレッジ）と synthetic leverage（デリバティブを用いたレバレッジ）の双方を対象とすることから、非常に大きい影響を持つこととなります。

また、NBF1 分野におけるデータギャップの解消も challenging ですが、大変重要な課題であります。

- また、証拠金に係る作業も重要です。既にご承知のことと思いますが、2022 年 9 月に、バーゼル委員会、CPMI 及び IOSCO は「証拠金慣行の見直し」という報告書を公表しました。この報告書では、更なる検討課題を特定しておりましたので、現在、バーゼル委員会、CPMI 及び IOSCO、FSB が連携しながら、追加分析や政策検討の作業を行っております。

直近では、これらの国際会議体から、中央清算市場及び中央清算されない市場それぞれにおける政策提言・勧告等を含む市中協議文書がそれぞれ公表されております。

- 金融庁は、引き続きこうした国際的な NBF1 の議論

や作業に貢献してまいりたいと考えております。

取引識別子・TR データ報告に関する取組

- 続いて、取引識別子・TR データ報告に関する取組についてご紹介いたします。

金融庁は、国際的な議論を踏まえ、店頭デリバティブ取引報告制度の改正を進めてきました。そして、取引情報蓄積機関への店頭デリバティブ取引情報の集約を目指す国際標準の枠組みへと移行すべく、2020年に金融商品取引法を改正いたしました。

- 今回の改正は2段階で施行されます。
 - ① まず、今月より、取引情報報告が、取引情報蓄積機関経由の報告に一本化されました。報告を求める項目も拡張されており、今月から法人識別子（LEI <Legal Entity Identifier>）、固有取引識別子（UTI <Unique Transaction Identifier>）や、取引の評価額、担保・証拠金額等について報告を求めています。
 - ② さらに、来年4月から、新たに固有商品識別子（UPI <Unique Product Identifier>）の報告を求め

ることになっています。

- こうした取組を通じて、個々のデリバティブ取引の可視性が一層向上することを期待しております。

最後に

- 最後になりますが、不安定な世界経済情勢下においても市場が機能してきたのは、常日頃からデリバティブ市場の環境整備、円滑な取引執行に取り組んでおられる市場参加者の皆様のご努力の賜物と考えられます。
- また、特に ISDA の皆様には、証拠金モデル(SIMM)の高度化や国際的に一貫した基準の策定等を通じた資本市場の安定への多大な貢献に対し、深く感謝申し上げます。
- 金融庁は、引き続き、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築を着実に進めていきたいと思っております。
- 本日のフォーラムが実り多い議論の場となりますことを祈念いたします。ご清聴ありがとうございました。

(以 上)